

農業者年金基金法の一部改正について

令和2年5月29日に独立行政法人農業者年金基金法の一部改正を含む「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が成立しました。

今回の法改正は、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために行われたものであり、農業者年金制度については、「農業者年金への加入可能年齢の引上げ」と「農業者年金の受給開始時期の選択肢の拡大」が新たに措置され、確定拠出年金法等とともに、一括して改正されました。

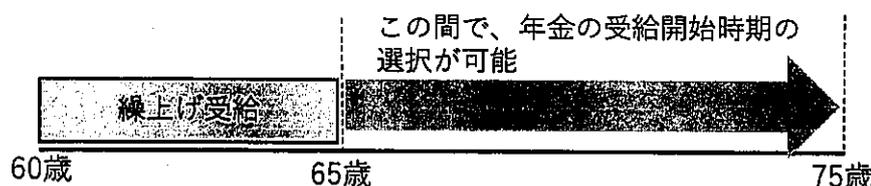
令和4年度から農業者年金制度が変わります!!

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年5月29日に成立し、独立行政法人農業者年金基金法が一部改正されました。

※今回の独立行政法人農業者年金基金法の一部改正は、平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

年金受給開始時期の選択肢の拡大

令和4年4月1日から、農業者年金の受給開始時期を選択することができます。



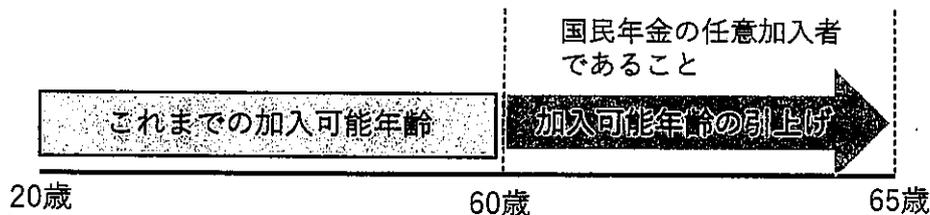
改正前(令和4年3月末まで)	改正後(令和4年4月から)
65歳に達したときから年金を受給することができました。	① 65歳以上75歳未満の方は、年金の受給開始時期を選択することができます。 ② 75歳に達するまでに年金の支給を請求しなかった方については、75歳に達したときから支給されることとなります。
※1 これまでどおり60歳以上65歳未満の方は、繰上げ受給をすることができます。 ※2 受給開始時期の選択は、昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象になります。 ※3 特例付加年金については、受給要件を満たした上で、年金の受給開始時期を選択することができます。(受給開始年齢に上限はありません。) ※4 旧制度の農業者老齢年金は、これまでどおり65歳に達したときから受給することとなります。	

平成14年1月から始まった新制度の農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金であり、受け取る年金額は、自らの保険料と運用成績に応じて決まります。

一般的には運用期間が長期になることで、給付原資の充実が見込まれますが、運用成績によっては必ずしも年金額が増えるとは限らず、マイナスの運用が続いた場合は、給付原資が減少することもありますので、ご理解の上、受給開始時期をご判断ください。

年金への加入可能年齢の引上げ

令和4年5月1日から、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の農業者も農業者年金に加入することができます。



改正前(令和4年4月末まで)	改正後(令和4年5月から)
<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、農業に従事（年間60日以上）している方。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、農業に従事（年間60日以上）している方。（改正前と同じ） ② 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方。
<p>※1 60歳以降、農業者年金に加入する場合は、通常加入のみとなります。</p> <p>※2 国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。</p> <p>※3 農業者年金の被保険者資格は、60歳になったときに自動的に喪失するため、60歳以降引き続き農業者年金に加入する場合は、再度、農業者年金の加入手続きが必要になります。</p> <p>※4 60歳までに農業者年金に加入していなかった方でも、加入要件（改正後②）を満たせば、65歳に達するまでの間で加入することができます。</p> <p>※5 なお、農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金の保険料を納付する義務があります。</p>	

【問い合わせ先】

独立行政法人農業者年金基金

● 今回の制度改正に関する問い合わせ先

- ・ 制度改正全般について
- ・ 受給開始時期の選択肢の拡大について
- ・ 加入可能年齢の引上げについて

企画調整室 03-3502-3942
 業務部給付課 03-3502-3945
 業務部適用・収納課 03-3502-3944

<https://www.nounen.go.jp>